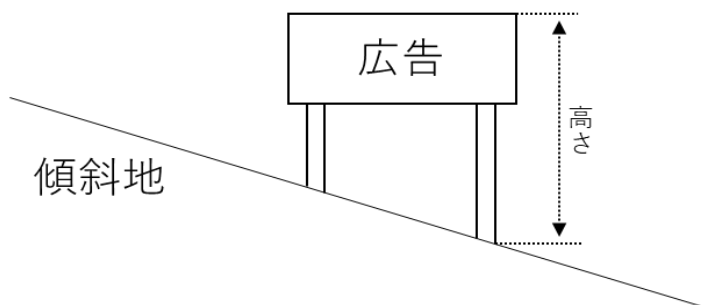


対象行為	規模
(1) 建築物の新築、移転、増築、改築、外観を変更することとなる修繕又は模様替、若しくは色彩の変更	延べ面積10㎡を超える
(2) 工作物の新築、移転、増築、改築、外観を変更することとなる修繕又は模様替、若しくは色彩の変更で、次のいずれかに該当するもの	
ア 煙突(支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。)	高さ6mを超える
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ15mを超える
ウ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ3mを超える、又は、 広告等の表示面積の合計が4㎡を超える※
エ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	高さ5mを超える
オ 擁壁その他これに類するもの(空石積みを空石積みで修復する場合を除く。)	高さ1mを超える
カ 柵、垣、門、塀その他これらに類するもの	高さ2mを超える
キ 人工地盤その他これらに類するもの	面積200㎡を超える
ク 立体駐車場又は立体駐輪場	高さ8mを超える
ケ ゴルフ練習場その他これに類するもの	高さ10mを超える
コ 電話中継局として設置する電波塔その他これに類する施設	高さ4mを超える
(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為	面積200㎡を超える
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積500㎡を超える
(5) 木竹の植栽又は伐採	面積1,000㎡を超える
(6) 水面の埋立て	面積500㎡を超える
(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積期間90日、又は、物件の高さ1.5m、かつ、集積・貯蔵のための土地の面積が500㎡を超える

※土地に固定しない倉庫、工事用仮設建築物、仮設店舗、仮設興業場は除く。

※「高さ」とは、建築物・工作物が周囲の地面と接する最も低い位置からを指す。



※(2)-ウ 広告が複数枚に分かれ、その合計が4㎡を超える場合

